

令和4年11月10日

瀬戸市議会議員 水野 良一様

氏名 瀬戸市民の会

代表

住所 瀬戸市

連絡先

マスク着用に関する正しい知識と弊害の周知に対する陳情書



1. 陳情の趣旨

9月の市議会に提出された陳情書やそこでの市議の皆様のご意見を直接ないしはYouTube等でも拝聴いたしましたが、一市民として、ご意見の中に気になる点が多数ありましたので、その点について明らかにすべく陳情とさせていただきます。

(1)マスクの着用は「思いやり」であると述べた議員がいらっしゃいましたが、法務省の《自粛警察と誤った正義感》では、マスクをつけることができない人など人によって事情は様々と記載されております。マスクの着用が「思いやり」であれば、マスクを付けていない人への「思いやり」も必要ではないでしょうか。また、マスクの着用は「感染症対策」として《推奨》されていると厚労省のホームページには記載されております。首相官邸の新型コロナウイルス感染症対策本部の基本的対処方針の中でも《本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう》と明記しております。よって決して「思いやり」での着用などと謳って着用を促すものではありません。

(2)マスクの着用に関して「法治国家、ルール」等の発言もありましたが、マスクの着用に関してはあくまでも「任意」であり「ルールではない」と厚労省のコールセンターへの電話でも確認しております。マスクの着用は、法治国家である日本国のルールではありません。マスクの着用を強制するようなルールにすること自体が、刑法第223条の強要罪にあたる可能性があります。

(3)マスク着用における「感染予防効果」についてですが、これについて市議の皆様からは「効果はある」「アレルギーに有用だから意味はある」等の発言がありましたが、マスク着用における効果については厚労省も「効果がある」と明確にはしておりません。マスクの着用は3つの咳エチケットの中で最も簡単な方法として《推奨》されているにすぎず、国立感染症研究所もエアロゾル感染であることを認めております。

アレルギーを引き起こす花粉の粒子とウイルスでは、そのサイズに明確な差があることは厚労省による資料を見て頂ければ明らかです。そして市販の不織布マスクは医療機器の扱いではなく雑品の扱いです。市販のマスクの説明書きとして、明確に「ウイルスを防ぐことは出来ない」と明記されております。その表示なしにはマスクの販売が認められておりません。

また不織布マスクの弊害について、厚労省自体も《2020年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告》の中で「人体にばく露される化学物質の種類も多様化しており、気付かずに原因製品の使用を継続すると、局所の障害が全身に広がり、症状の悪化を招くこともあるため、軽症であつ

でも注意が必要である」と触れられております。全国有志医師の会でもマスクの害について情報を発信しております。マスクの弊害を指摘している耳鼻咽喉科もあり、マスク生活のもたらす健康リスクを調査したロツテによると、過半数の人、特に子どもに対しての弊害が知らないうちに起こっていることが明らかになってきました。

(4)「議会内においてもマスクの着用をお願いしている」との発言がありましたが、9月の傍聴に際して、マスクが着用できない旨を電話で伝えたところ「マスク着用が出来ないのであれば、インターネット中継を利用するように」との趣旨の発言がありました。これは、任意であるはずのマスクの着用をまさに強要している事例に他なりません。

市議発言から、一人でも濃厚接触者になったら議会運営が進まなくなるとの意向でしたが、マスク未着用者が感染させると言うエビデンスは存在しません。無症状感染者による感染についてその確率が低いことを厚労省が公表しておりますが、いわゆる「武漢論文」では0%とされております。

その事から、マスク未着用者が議場にいるだけで濃厚接触者になるという考えは、マスクの着用はあくまでも咳エチケットの一つであるという観点からみても、誤りであると言えます。厚労省は「保健所のための積極的疫学調査ガイド」において「手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染症対策なしで、患者（確定例）と15分以上接触のあった者（周辺の環境や接触等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」と記しております。

必要な感染症対策とはマスクの着用の有無のみで判断されないことを、瀬戸保健所並びに、厚労省コールセンターでの電話にて確認しております。換気等の方法で、また、傍聴という発言する機会のない場において、濃厚接触者と判断されるような状況は発生いたしません。屋内においても殆ど発言することがない授業中などは、マスクを外しても良い場面であると令和4年6月1日のアドバイザーボードや、厚生労働省からリーフレットとして出されたものの中でも明らかにしております。また、このことについて厚生労働省は、令和4年10月7日にはTwitterにて「マスクについては、屋外では原則不要です。」「屋内では人との距離が確保でき会話をほとんどしない場合は、着用不要です。」と再発信しております。

(5)社会福祉課にて「マスクが出来ない人に向けた意思表示カードや缶バッジを制作している」とのことですが、この意思表示カードをマスクが着用できない人に付けるよう促すことが、既にマスクの着用が当たり前であり、マスクをしていないことが特別であると表しているにすぎず、差別の助長となり得ます。

ヘルプマークのように「困っていたら助けてください」の意味が含まれるものとはまったく意図が違うものです。同グッズの予算を、前述の陳情者が求めておられたポスター予算に充当していただきたいです。

もう世界ではマスクやワクチンをしているのは日本だけです、瀬戸市民は市議会の皆さんが一日も早く目覚めて下さることを切に望んでおります。

2. 陳情事項

(1) マスク着用による弊害があることを認め、着用によるメリットばかりでなく、デメリットについての正確な周知も市民に対して行っていただく為に、広報誌やホームページ、自治会回覧や学校等へチラシを配布することを市議の方々が働きかけて下さるようお願いいたします。

(2) マスク差別反対の決意表明及びマスク差別反対に係るポスター等の掲示、配布することを市議の方々が働きかけて下さるようお願いいたします。

市民の声だけでは動いてもらえません。是非市議の方々からも行政への働きかけをお願いします。本物の政治家の力を見せて下さい。

3. 参考資料一覧

法務省 自粛警察と誤った正義感 リンク

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00055.html



首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策本部決定 リンク

29 ページ

真ん中より少し上

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_r2_040908.pdf



強要罪

刑法第 223 条第一項

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

咳エチケットに関する厚生労働省リンク

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>



国立感染症研究所エアロゾル感染に係るリンク

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2484-idsc/11053-covid19-78.html>



市販マスクが雑品である事に関するリンク

一般社団法人 日本衛星材料工業連合会

https://www.jhpia.or.jp/standard/mask/img/jhpia_mask_standard01.pdf



<https://www.jhpia.or.jp/product/mask/mask3.html>



ウイルスと花粉粒子の大きさの差に関する図解リンク

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc6258&dataType=1&pageNo=1



厚生労働省資料

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000028s6j-att/2r98520000028uwa.pdf>



環境省環境保健部環境安全課

https://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/2022_full.pdf



厚生労働省 マスク健康被害に関するリンク

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193024_00011.html



全国有志医師の会マスクに関する資料

<https://vmed.jp/?s=%E3%83%9E%E3%82%B9%E3%82%AF>



足立耳鼻咽喉科マスクの弊害ブログ
<https://onl.tw/uS7mLJ3>



株式会社ロッテによる「マスク生活のもたらす健康リスク」調査
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001473.000002360.html>



濃厚接触者定義

国立感染症研究所 実地疫学研究センター

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項

4 ページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000861379.pdf>



無症状感染に関する政府見解

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000628404.pdf>



Nature Communications 誌に発表された論文(京都大学理学博士 荒川央)
https://note.com/hiroshi_arakawa/n/nb386c9f3a72c



フェアな民主主義奈須利江委員による国会での質疑応答
[https://twitter.com/fxi9ttSrGrL5Hnx/status/1316655800027279362?
t=jyevCg4t8MRVS06spzaFSg&s=19](https://twitter.com/fxi9ttSrGrL5Hnx/status/1316655800027279362?t=jyevCg4t8MRVS06spzaFSg&s=19)



国立感染症研究所 距離感について改訂リンク
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2484-idsc/9582-2019-ncov-02-qa.html>



令和4年6月1日のアドバイザリーボード
岡部先生提出資料2 ページ3、4行目
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000945987.pdf>



厚生労働省リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000942566.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/000942601.pdf>



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html



厚生労働省令和四年10月7日 Twitter リンク

<https://twitter.com/MHLWitter/status/1578294135119048704?cxt=HHwWgMDTreujnecrAAAA>



瀬戸市社会福祉課 意思表示カードリンク
<http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2022081600045/>



ヘルプマーク説明リンク
東京都福祉保健局
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/helpmarkforcompany/about.html>

